

利付国債

平成 30 年 4 月 2 日現在

商品名	利付国債（長期利付国債、中期利付国債）
1. 販売対象	どなたでもご購入いただけます。
2. 期間	長期利付国債 10年 中期利付国債 2年・5年
3. 販売価格	銘柄により異なります。（窓口でご確認ください）
4. 購入単位	額面 5 万円以上で 5 万円単位 ※発行日から利払日までの期間が 6 ヶ月に満たない場合は利子の調整額として利子相当額が必要となります。
5. 償還方法	償還日に一括して額面金額を指定の預金口座にご入金します。 （償還日が休業日の場合は翌営業日にご入金します。）
6. 適用利率	市場の動向に応じて決定され、購入時の利率が償還まで適用されます。
7. 利子支払時期	年 2 回 6 ヶ月毎にお支払します。 （利払日が休業日の場合は翌営業日にお支払します。）
8. 利子計算方法	額面金額×適用利率÷100÷2（6 ヶ月毎の利息額）
9. 税金	<p>利子課税 ・ 個人の利子は利子所得として申告分離課税の対象となり、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優、マル特を利用の場合は除きます）。</p> <p>*平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利子には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>・ 法人のお客さまは総合課税となります。</p> <hr/> <p>償還差益 ・ 個人のお客さまは譲渡所得として総合課税の対象です。</p> <p>売却損益 ・ 法人のお客さまは総合課税の対象です。</p> <hr/> <p>・ 公共債・公募公社債投資信託の譲渡損及び償還損並びに上場株式等の譲渡損との損益通算が可能となります。</p> <p>なお、将来、さらに税制が変更される可能性があります。</p>
10. 利回り	<p>最終利回り：債券を購入して、償還日まで保有した場合の利回り</p> <p>（計算式）</p> $\text{最終利回り}(\%) = \frac{\text{適用利率} + \frac{\text{償還価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$
11. 中途換金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償還日前に当金庫へご売却できます。ただし、売却価格は、市場金利の変動及び国債の発行体である日本国の信用状況に変化が生じた場合上下しますので、投資元本（購入代金）を下回る可能性があります。 ・ 利払日や償還日の直前には換金できないことがあります。 ・ 中途換金の代金は、お申込日の3営業日後に指定口座にご入金いたします。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-31-3534）にお申し出ください。また、全国し

利付国債

平成 30 年 4 月 2 日現在

	<p>んきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none">・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・個別銘柄の利回り、償還日等につきましては窓口にお問い合わせください。・発行体である日本国の信用悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。・国債は預金保険及びクーリング・オフの対象外です。・ご購入代金は、お申込み時にお支払いいただきます。・一度約定した取引の取り消しは原則できません。・お取引口座の口座管理手数料は無料です。

三条信用金庫

登録金融機関 関東財務局長(登金)第 244 号